

別表第2（第11条関係）

（1）公園施設を設ける場合

単位	金額（円）
1月 1平方メートル	60

（2）第3条第1項各号に掲げる行為（都市公園を使用する場合）

行為	単位	金額（円）
行商	1日	100
業として行う写真撮影	1月	1,600
競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催し	1日1平方メートル	10

（3）都市公園を占用する場合

使用物件	単位	金額（円）
電柱、電話柱、支柱、支線その他 これらに類するもの	1本につき 1年	電気通信事業法施行令（昭和60年 政令第75号）別表第1の規定を準 用する額
共架電線その他上空に設ける線類 変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所 郵便差出箱及び信書便差出箱	新潟市道路占用料条例（昭和47年新潟市条例第5号）別表の 規定を準用する額	
道路法（昭和27年法律第180号）第 32条第1項第2号に掲げる物件		
法第7条 露店 第1項第 6号に掲 げるもの	新潟市道路占用料条例別表法第32条第1項第6号に掲げる 施設祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるものの項の規定を 準用する額	
興行用施設	占用面積1平方メートル につき 1日	104

	アー チ	幅5メートル未満 かつ高さ5メー トル未満のもの	1基につき 1月	2,600
		幅5メートル以上 又は高さ5メー トル以上のもの		5,200
	その他の仮設工作物		占有面積1平方メートル につき 1日	50
令第12条第2項第7号又は第8号 に掲げるもの		占有面積1平方メートル につき 1日	44	
令第12条第3項各号に掲げるもの		占有面積につき 1年	新潟市財産条例（平成25年新潟市 条例第6号）別表の3の項の規定 を準用する額	
備考 1件の使用料が100円に満たないものは、これを100円とする。				